

令和3年7月2日

津幡町立小中学校
保護者各位

津幡町教育委員会
(公印省略)

学習用タブレット端末等の貸し出しと持ち帰りのルールについて（お願い）

日頃より、本町の学校教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

津幡町教育委員会では、国の GIGA スクール構想を受け、ICT 端末を学校や家庭学習でも日常的に活用できるようにするため、町立小中学校の全ての子どもたちに、学習用タブレット端末（以下、「タブレット」という）を貸し出します。

今後の円滑な運用を目指し、試行的取組として、この夏休みに小学2年生以上を対象として、学校からご家庭にタブレットを持ち帰って活用することを計画しています。つきましては、今後の効果的な活用につなげられるよう、「留意事項」と「学習用タブレットの貸し出しと持ち帰りのルール」をお子さまといっしょにご確認いただき、タブレットの丁寧な使用と、効果的な活用へのご協力をお願いします。

記

留意事項

(1)町から、タブレットと充電アダプターを貸し出します。

現在の学校に在籍中は自分用のタブレットとして使います。津幡町からの貸与品ですので、大切に扱うよう、ご家庭でもご指導をお願いします。卒業や転出等、お子さまの在籍期間終了時には返却いただきます。

(2)ご家庭でインターネットのできる環境を整えていただけるようお願いいたします。通信、及び機器の充電に係る経費は、保護者負担とします。

※6月9日付で実施したアンケートに「ご家庭に Wi-Fi 環境がない」と回答された世帯などを対象に、令和3年度の夏休み中に限り、Wi-Fi ルーターを貸し出しすることができます。（台数に制限があります。）

希望される世帯は、7月19日（月）から7月30日（金）までの平日（9時～17時）に保護者の身分証明書（運転免許証など顔写真のあるもの）の写しをお持ちの上、津幡町教育委員会学校教育課へお越しください。

(3)紛失のほか故障や破損等が発生した場合、その事由によっては、修理、または再調達に要する費用をご負担いただく場合があります。ご家庭でタブレットの紛失や破損等があった場合は、すみやかに学校へ連絡してください。（土日祝や学校休業日を除く。）

(4)学習に関係のないサイトの閲覧や利用、写真・動画等の配信をすることは禁止します。使用において問題やトラブル等が発生した場合には、原因究明のためにタブレットの操作履歴を確認する場合がありますので、ご了承ください。

(→裏面もご覧ください。)

【参考】～ご家庭でのインターネット環境について～

(1) Wi-Fi 環境がある場合

学校、または津幡町（学校教育課）のホームページで「家庭のWi-Fiに接続する方法」を参照し、接続設定をしてください。

(2) Wi-Fi 環境がない場合

→ご家庭のインターネット環境に応じてご対応ください。

→令和3年度の夏休み中に限り、Wi-Fiルーターを貸し出しすることができます。

(問い合わせ)

津幡町教育委員会 学校教育課

TEL 076-288-6700

(津幡町字加賀爪3番地・津幡町役場3階)